

# 診療所がロナプリーブ（抗体カクテル）登録センターに登録するための手順

2021.10.7時点  
大阪府作成

- ① バックアップ病院リスト（非公表）が手元にない場合、府に対して、連絡先を明記しメールでリストの提供を依頼。府は依頼に基づきリストを提供
- ② 国事務連絡（※1）の要件に基づき、患者情報等の共有方法などをバックアップ病院と協議し、相互に合意を得る。
- ③ 登録申請書（バックアップ病院の情報、担当者のメールアドレス等）を府に提出。（外来用と往診用で様式が異なるため要注意）
- ④ 府はバックアップ病院に対して、連携体制を確認（必要に応じ適宜）
- ⑤ 府は要件を満たしていることを事前に確認した診療所をとりまとめ、リスト化し、国にリストを送付
- ⑥ 国から中外製薬に、施設登録を依頼
- ⑦ 中外製薬にて、ID&仮パスワードを発行し、診療所にメールでお知らせ
- ⑧ 診療所が「ロナプリーブ登録センター」に登録 ⇒ ロナプリーブの発注が可能となる

（※1）：新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について（厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

